

臨時代理議決

平成25年10月10日

第48号議案

平成25年9月府議会定例会の議決を経るべき議案に
対する意見について

京都府教育委員会基本規則第17条第10号の規定により、別紙のとおり
提出します。

平成25年9月17日

教育長 小田垣 勉

提出の理由

平成25年9月府議会定例会提出見込議案のうち教育委員会関係議案に
ついて、知事から意見を求められたので提出するものである。

別紙

平成25年9月府議会定例会の議決を経るべき 議案に対する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、平成25年9月10日付け5財第127号で意見を求められました平成25年9月府議会定例会に提出される当委員会関係議案に対する意見は、下記のとおりであります。

記

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件

異議ありません。

- 2 新設高等学校（京都市地区）校舎新築工事請負契約締結の件
- 異議ありません。

- 3 財産取得の件

異議ありません。

案 議 會 定 例 會 議 府 都 京 平 成 25 年 9 月

平成25年 9 月 京都市議会定例会議案目次

| | | |
|--------|--|----|
| 第1号議案 | 平成25年度京都市一般会計補正予算(第3号)..... | 1 |
| 第2号議案 | 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件..... | 13 |
| 第3号議案 | 京都市府税条例一部改正の件..... | 17 |
| 第4号議案 | 京都市府議会議員及び京都市府知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例一部改正の件..... | 19 |
| 第5号議案 | 個人府民税の控除対象となる特定非営利活動法人への寄附金を定める条例一部改正の件..... | 21 |
| 第6号議案 | 京都市府地球温暖化対策条例一部改正の件..... | 23 |
| 第7号議案 | 京都市府地球温暖化対策等推進基金条例一部改正の件..... | 25 |
| 第8号議案 | 京都市府災害救助基金条例一部改正の件..... | 27 |
| 第9号議案 | 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員等の基準等に関する条例一部改正の件..... | 29 |
| 第10号議案 | 京都市府河川の占用等に関する条例一部改正の件..... | 31 |
| 第11号議案 | 京都市府立都市公園条例一部改正の件..... | 33 |
| 第12号議案 | 京都市府営住宅条例一部改正の件..... | 35 |
| 第13号議案 | 新総合資料館(仮称)新築工事請負契約締結の件(電気設備工事)..... | 37 |
| 第14号議案 | 新総合資料館(仮称)新築工事請負契約締結の件(機械設備工事)..... | 39 |
| 第15号議案 | 桂川右岸流域下水道洛西浄化センター建設工事請負契約締結の件..... | 41 |
| 第16号議案 | 京都市府漁業巡視艇建造工事請負契約締結の件..... | 43 |
| 第17号議案 | 新設高等学校(京都市地区)校舎新築工事請負契約締結の件..... | 45 |

| | | |
|--------|-----------------------------------|----|
| 第18号議案 | 財産取得の件 | 47 |
| 第19号議案 | 平成24年度京都市一般会計及び特別会計歳入歳出決算を認定に付する件 | 49 |
| 第20号議案 | 平成24年度京都市電気事業会計決算を認定に付する件 | 51 |
| 第21号議案 | 平成24年度京都市水道事業会計決算を認定に付する件 | 53 |
| 第22号議案 | 平成24年度京都市病院事業会計決算を認定に付する件 | 55 |
| 第23号議案 | 平成24年度京都市工業用水道事業会計決算を認定に付する件 | 57 |

第 2 号 議 案

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

平成 25 年 9 月 17 日 提 出

京 都 府 知 事 山 田 啓 二

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(京都府社会教育委員の定数等に関する条例の一部改正)

第 1 条 京都府社会教育委員の定数等に関する条例 (昭和24年京都府条例第47号) の一部を次のように改正する。

第 2 条 次の 1 項を加える。

- 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者その他適当と思われる者の中から京都府教育委員会が委嘱する。

(京都府固定資産評価審議会条例の一部改正)

第 2 条 京都府固定資産評価審議会条例 (昭和37年京都府条例第20号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第401条の 2 第 6 項」を「第401条の 2 第 5 項」に、「基づき」を「よりに」に、「および」を「及び」に改める。

第 5 条中「はかつて」を「略して」に改め、同条を第 6 条とし、第 4 条を第 5 条とする。

第 2 号 議 案 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例
の整備に関する条例制定の件

第3条第1項ただし書中「再任」を「、再任」に改め、同条を第4条とし、第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。
(組織)

第2条 審議会は、委員12人以内で組織する。

(京都市交通安全対策会議条例の一部改正)

第3条 京都市交通安全対策会議条例(昭和45年京都市府条例第27号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「京都市府」を「知事が府」に、「指名される」を「指名する」に改め、同項第2号中「任命される」を「知事が任命する」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) その他知事が必要と認めて任命する委員 5人以内

第3条第2項中「前項第2号」の右に「及び第3号」を加える。

(京都市土地利用審査条例の一部改正)

第4条 京都市土地利用審査条例(昭和49年京都市府条例第36号)の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第2条から第5条までを1条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の1条を加える。

(組織)

第2条 審査会は、委員7人で組織する。

(京都市介護保険審査会の公益代表委員の定数等を定める条例の一部改正)

第5条 京都市介護保険審査会の公益代表委員の定数等を定める条例(平成11年京都市府条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(京都市介護保険審査会の合議体の委員の定数)

第2条 介護保険法第189条第2項に規定する合議体の委員の定数は、3人とする。

(京都市留置施設視察委員会条例の一部改正)

第6条 京都市留置施設視察委員会条例(平成19年京都市府条例第18号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第21条第6項」を「第21条第4項」に改める。

第2条第2項中「補欠」を「委員の任期は、1年とする。ただし、補欠」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、公布の日から施行する。

第17号議案

新設高等学校（京都市地区）校舎新築工事請負契約締結の件

新設高等学校（京都市地区）校舎新築工事（主体工事）の請負契約を次のとおり締結する。

平成25年9月17日提出

京都府知事 山田 啓二

- 1 工 事 名 新設高等学校（京都市地区）校舎新築工事（主体工事）
- 2 契 約 金 額 1,323,000,000円
- 3 契 約 の 相 手 方 京都市左京区岡崎円勝寺町85番地の4
 岡野・かねわ・稲継特定建設工事共同企業体
 代表者 株式会社 岡野組 代表取締役 岡野 益 巳
- 4 契 約 の 方 法 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定による一般競争入札
- 5 契 約 履 行 場 所 京都市北区小山南大野町
- 6 契 約 期 間 議会の議決を得た日から平成26年12月26日まで

第18号議案

財産取得の件

財産を次により取得するものとする。

平成25年9月17日提出

京 都 府 知 事 山 田 啓 二

1 取得財産

スクールバス 4台

2 取得の目的

京都府立特別支援学校通学車両整備のため

3 取得の方法

一般競争入札

4 売渡人

久世郡久御山町佐山双栗37番地1

京都日野自動車株式会社 代表取締役 野田正裕

5 取得価格

76,046,250円

第18号議案 財産取得の件

臨時代理議決

平成25年10月10日

第49号議案

平成25年9月府議会定例会の議決を経るべき議案に
対する意見について

京都府教育委員会基本規則第17条第10号の規定により、別紙のとおり
提出します。

平成25年9月30日

教育長 小田垣 勉

提出の理由

平成25年9月府議会定例会提出見込議案（その2）のうち教育委員会
関係議案について、知事から意見を求められたので提出するものである。

別 紙

平成25年9月府議会定例会の議決を経るべき 議案に対する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、平成25年9月27日付け5財第142号で意見を求められました平成25年9月府議会定例会に提出される当委員会関係議案に対する意見は、下記のとおりであります。

記

- 1 平成25年度京都府一般会計補正予算（第4号）
異議ありません。

平成25年 9 月 京都府議会定例会議案(その2) 目次

| | | |
|--------|-------------------------------------|----|
| 第24号議案 | 平成25年度京都府一般会計補正予算(第4号) | 1 |
| 第25号議案 | 平成25年度京都府流域下水道事業特別会計補正予算(第2号) | 13 |

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|--------|-----------|-------------|------------|-------------|
| 11 寄附金 | | 38,910 | 10,000 | 48,910 |
| | 1 寄附金 | 38,910 | 10,000 | 48,910 |
| 12 繰入金 | | 27,068,546 | 2,184,907 | 29,253,453 |
| | 2 基金繰入金 | 26,722,824 | 2,184,907 | 28,907,731 |
| 14 諸収入 | | 120,797,498 | 10,000,000 | 130,797,498 |
| | 4 貸付金元利収入 | 108,790,808 | 10,000,000 | 118,790,808 |
| 15 府債 | | 157,349,000 | 3,376,333 | 160,725,333 |
| | 1 府債 | 157,349,000 | 3,376,333 | 160,725,333 |
| 歳入 | 合計 | 908,287,100 | 20,656,540 | 928,943,640 |

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|---------|-------------|---------|-------------|
| 2 総務費 | | 42,692,009 | 33,240 | 42,725,249 |
| | 1 総務管理費 | 21,479,931 | 20,000 | 21,499,931 |
| 3 民生費 | | 4,951,286 | 13,240 | 4,964,526 |
| | 2 企画費 | 137,836,267 | 424,800 | 138,261,067 |
| 6 農林水産業費 | 1 社会福祉費 | 112,878,986 | 196,000 | 113,074,986 |
| | 2 児童福祉費 | 20,951,321 | 127,500 | 21,078,821 |
| | 4 災害救助費 | 3,152 | 101,300 | 104,452 |
| | | 22,073,715 | 395,500 | 22,469,215 |

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----|-------|-------------|------------|-------------|
| | 1 公債費 | 115,527,740 | 0 | 115,527,740 |
| 歳出 | 合計 | 908,287,100 | 20,656,540 | 928,943,640 |

第2表 債務負担行為補正

追加

| 事 | 項 | 期 | 間 | 限 | 度 | 額 |
|--------------------------|---|------------------|---|---|---|---|
| 平成25年台風第18号緊急融資保証制度損失補填金 | | 平成25年度から平成43年度まで | | | | <p>平成25年台風第18号緊急融資の融資額1,000億円以内で、信用保証協会がこの債務の保証を行ったことにより、信用保証協会から中小企業信用保証法（昭和25年法律第264号）第5条の規定により支払いを受けた保証金の額を控除した額に對して100分の65を算して得た額に相当する額</p> |

| 起債の目的 | 補正 | | 前正 | | 補正 | | 後正 | |
|-----------------------|-----------|--------------------------------|---------|---|-----------|--------------------------------|---------|---|
| | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
| 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費 | 107,000 | 証券借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。) | 年10.0以内 | 1 償還期間は、30年以内(据置期間を含む。) 2 償還は、元金均等又は元金一括支払とする。 3 必要に応じて繰上償還又は借換えができる。 | 107,000 | 証券借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。) | 年10.0以内 | 1 償還期間は、30年以内(据置期間を含む。) 2 償還は、元金均等又は元金一括支払とする。 3 必要に応じて繰上償還又は借換えができる。 |
| 鉄道駅舎バリアフリー化設備整備事業費 | 110,000 | | | | 110,000 | | | |
| 北近畿タンゴ鉄道リニューアル支援費 | 83,000 | | | | 83,000 | | | |
| JR奈良線複線化・高速化整備事業費 | 45,000 | | | | 45,000 | | | |
| 市町村未来づくり交付金 | 1,400,000 | | | | 1,400,000 | | | |
| 公共空間活用推進事業費 | 29,000 | | | | 29,000 | | | |
| 民間社会福祉施設支援事業費 | 405,000 | | | | 405,000 | | | |
| 京都市地域包括ケア推進費 | 1,757,000 | | | | 1,757,000 | | | |
| 舞鶴こども療育センター整備費 | 90,000 | | | | 90,000 | | | |
| ふるさと水の確保対策事業費 | 210,000 | | | | 210,000 | | | |
| 京都動物愛護センター(仮称)共同設置事業費 | 23,000 | | | | 23,000 | | | |
| 石綿健康被害救済基金拠出金 | 19,000 | | | | 19,000 | | | |
| 府民力結集ソーラー発電推進事業費 | 18,000 | | | | 18,000 | | | |
| 勤労者福祉会館整備費 | 3,000 | 3,000 | | | | | | |

| 起債の目的 | 正 | | 前 | | 後 | |
|-----------------|---------------|-------------------------------------|---------------|-------------------------------------|---------------|--|
| | 補 限度額 円 | 起債の方法 利率% | 補 限度額 円 | 起債の方法 利率% | 補 限度額 円 | 起債の方法 利率% |
| 中小企業設備投資促進事業費 | 500,000 | 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体を含む。) 年10.0以内 | 500,000 | 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体を含む。) 年10.0以内 | 500,000 | 1 償還期間は、30年以内(据置期間を含む。) 2 償還は、元金均等又は元金一括支払とする。 3 必要に応じて繰上償還又は繰上償換えをすることができる。 |
| 中小企業技術センター施設整備費 | 26,000 | | 26,000 | | | |
| 地域密着型社会資本整備事業費 | 1,798,000 | | 1,798,000 | | | |
| 府民公募型整備事業費 | 2,395,000 | | 2,395,000 | | | |
| 道路事業費 | 11,520,000 | | 11,520,000 | | | |
| 京都府道路公社貸付金 | 579,000 | | 579,000 | | | |
| 国直轄道路事業費負担金 | 7,818,000 | | 7,818,000 | | | |
| 河川事業費 | 4,040,000 | | 4,040,000 | | | |
| 砂防事業費 | 1,131,000 | | 1,131,000 | | | |
| 海岸保全事業費 | 30,000 | | 30,000 | | | |
| 国直轄河川事業費負担金 | 3,897,000 | | 3,897,000 | | | |
| 国直轄砂防事業費負担金 | 36,000 | | 36,000 | | | |
| 港湾事業費 | 153,000 | | 153,000 | | | |
| 国直轄港湾事業費負担金 | 589,000 | 589,000 | | | | |

| 起償の目的 | 補正 | | 前 | | 正 | | 後 | |
|----------------|------------|--------------------------|---------|-------------------------|------------|--------------------------|---------|-------------------------|
| | 限度額 千円 | 起償の方法 | 利率 % | 償還の方法 | 限度額 千円 | 起償の方法 | 利率 % | 償還の方法 |
| より梁少年自然の家施設整備費 | 66,000 | 証券借入又は証券発行(他の地方公共団体を含む。) | 年10.0以内 | 1 償還期間は、30年以内(据置期間を含む。) | 66,000 | 証券借入又は証券発行(他の地方公共団体を含む。) | 年10.0以内 | 1 償還期間は、30年以内(据置期間を含む。) |
| 自然災害防止事業費 | 630,000 | 証券借入又は証券発行(他の地方公共団体を含む。) | 年10.0以内 | 2 償還は、元金均等又は元金一括支払とする。 | 630,000 | 証券借入又は証券発行(他の地方公共団体を含む。) | 年10.0以内 | 2 償還は、元金均等又は元金一括支払とする。 |
| 社会福祉施設等災害復旧事業費 | — | 証券借入又は証券発行(他の地方公共団体を含む。) | 年10.0以内 | 3 必要に応じて繰上償還又は借換えをできる。 | 85,000 | 証券借入又は証券発行(他の地方公共団体を含む。) | 年10.0以内 | 3 必要に応じて繰上償還又は借換えをできる。 |
| 現年発生補助災害復旧事業費 | 3,000 | 証券借入又は証券発行(他の地方公共団体を含む。) | 年10.0以内 | | 9,000 | 証券借入又は証券発行(他の地方公共団体を含む。) | 年10.0以内 | |
| 現年発生補助災害復旧事業費 | — | 証券借入又は証券発行(他の地方公共団体を含む。) | 年10.0以内 | | 14,000 | 証券借入又は証券発行(他の地方公共団体を含む。) | 年10.0以内 | |
| 過年発生補助災害復旧事業費 | 3,000 | 証券借入又は証券発行(他の地方公共団体を含む。) | 年10.0以内 | | 3,000 | 証券借入又は証券発行(他の地方公共団体を含む。) | 年10.0以内 | |
| 現年発生補助災害復旧事業費 | 153,000 | 証券借入又は証券発行(他の地方公共団体を含む。) | 年10.0以内 | | 1,425,000 | 証券借入又は証券発行(他の地方公共団体を含む。) | 年10.0以内 | |
| 国直轄災害復旧事業費負担金 | 40,000 | 証券借入又は証券発行(他の地方公共団体を含む。) | 年10.0以内 | | 40,000 | 証券借入又は証券発行(他の地方公共団体を含む。) | 年10.0以内 | |
| 単独災害土木復旧事業費 | — | 証券借入又は証券発行(他の地方公共団体を含む。) | 年10.0以内 | | 1,742,000 | 証券借入又は証券発行(他の地方公共団体を含む。) | 年10.0以内 | |
| 府立学校施設等災害復旧事業費 | — | 証券借入又は証券発行(他の地方公共団体を含む。) | 年10.0以内 | | 17,000 | 証券借入又は証券発行(他の地方公共団体を含む。) | 年10.0以内 | |
| 単独災害庁舎等復旧事業費 | — | 証券借入又は証券発行(他の地方公共団体を含む。) | 年10.0以内 | | 107,000 | 証券借入又は証券発行(他の地方公共団体を含む。) | 年10.0以内 | |
| 京都府水道事業会計出資金 | 245,000 | 証券借入又は証券発行(他の地方公共団体を含む。) | 年10.0以内 | | 245,000 | 証券借入又は証券発行(他の地方公共団体を含む。) | 年10.0以内 | |
| 退職手当償 | 10,000,000 | 証券借入又は証券発行(他の地方公共団体を含む。) | 年10.0以内 | | 10,000,000 | 証券借入又は証券発行(他の地方公共団体を含む。) | 年10.0以内 | |
| 臨時財政対策債 | 84,700,000 | 証券借入又は証券発行(他の地方公共団体を含む。) | 年10.0以内 | | 84,700,000 | 証券借入又は証券発行(他の地方公共団体を含む。) | 年10.0以内 | |

第25号議案

平成25年度京都市府流域下水道事業特別会計補正予算(第2号)

平成25年度京都市府流域下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,908,980千円とする。
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。
(府債の補正)

第2条 府債の変更は、「第2表府債補正」による。

平成25年9月30日提出

京都市府知事 山田 啓二

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------|---------|------------|--------|------------|
| 2 国庫支出金 | | 2,182,763 | 20,000 | 2,202,763 |
| | 2 国庫負担金 | 0 | 20,000 | 20,000 |
| 6 府債 | | 1,515,000 | 10,000 | 1,525,000 |
| | 1 府債 | 1,515,000 | 10,000 | 1,525,000 |
| 歳入 | 合計 | 12,878,980 | 30,000 | 12,908,980 |

第25号議案 平成25年度京都市府流域下水道事業特別会計補正予算(第2号)